

第一種フロン類充填回収業登録（更新の登録）申請に係る
広島県電子申請システム 操作マニュアル
（申請者用）

〈令和7年7月からの申請分〉

令和7年7月

広島県環境県民局環境保全課

<目次>

○ 手続の流れ	1
○ 利用者登録	2
○ 申請手続	3
○ 申込内容照会・変更・取下げ	18
○ 申請手数料納付	21

--- 手続の流れ ---

【利用者登録（事前準備）】 ※手続詳細は P2 参照

電子申請システムのトップページにアクセスし、「利用者登録」からアカウントを作成する。
 (※既にアカウントをお持ちの方は【申請手続】へ)



【申請手続】 ※手続詳細は P3~20 参照

① 県のホームページから電子申請システムにアクセスする

② 画面の指示に従って申請情報を入力し、申請書類一式をアップロードする。

③ 担当窓口で申請書類の事前審査を行います。補正事項がなければ、受理通知メールが届きます。

【申請手数料納付】 へ

※ 申請手数料納付は、担当窓口から「受理通知メール」が届いた後でなければ、納付手続には進めません。

【申請手数料納付】 ※手続詳細は P21~24 参照

① 電子申請システムにアクセスし、「申込内容照会」から、該当の申請を照会する。(ログインしていない場合は、「整理番号」「パスワード」を入力する。)



② 納付情報を確認する。

納付情報		最新データ表示
収納機関番号	11001	【インターネットバンクでお支払いされる方はこちら】
納付番号	90640204031600	
納付番号	■■■■■	
納付区分	90011	
支払可能期限	2020年12月18日	
納付内容(漢字)	進捗テスト1	
納付内容(カナ)	レンジイテスト1	
納付額	¥1,000	
納付済額		
納付状況	未払い ※最新の納付情報を確認する場合は、「最新データ表示」ボタンを押してください。	



③ ペイジー、クレジットカード、QRコード決済等のいずれかで納付手続を行う。



【手続完了】

- ※ 受理通知メールに記載の納付期限までに納付手続を行ってください。
- ※ 納付期限は、原則、受理通知メールの送信日から5営業日後です。
- ※ 手数料納付日が申請受付日となります。

【利用者登録（事前準備）】

下記 URL から電子申請システムトップページにアクセスし、画面右上の「利用者登録」から行います。

https://s-kantan.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_initDisplay.action

その後は、下記 URL の利用者登録マニュアルを参考に、手続きを行ってください。

<https://s-kantan.jp/help/PREFHS/profile3-2-1.htm>

補足

利用者登録パスワードは、申請者自身で管理してください。

【申請手続】

- 1 県 HP から該当の申請フォームにアクセスしてください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/f-f2-annai-1-shinnsei.html>

県HP
「第一種フロン類充填回収業者
登録申請・届出の手続き」

2 手続き方法

いずれかの方法によって手続きしてください。

（1）電子申請【推奨】

- ・広島県電子申請システムにより、インターネットを利用して、自宅のパソコン等から、申請をすることが可能です。
ただし、本人確認のできる書類（法人の登記事項証明書等）については、原本を申請窓口に郵送又は持参する必要があります（申請後7日以内に必着）。

□ 申請可能期間（更新時）

- ・更新の登録申請の電子申請による受付期間は、登録有効年月日3か月前から20日前以前です。
登録有効年月日まで20日を過ぎている場合は持参又は郵送（郵送は環境保全課受付分に限る）により申請してください。

□ 手数料（登録・更新時）

- ・登録（更新の登録）申請の手数料は同システムから[電子納付](#)（ペイジー、クレジットカード又はQRコード決済等）していただきます。

□ 申請方法

- ・各手続により申請画面が異なります。

[【第一種フロン類充填回収業】新規及び更新（5年毎）の登録申請](#)

[【第一種フロン類充填回収業】変更の届出](#)

[【第一種フロン類充填回収業】廃業の届出](#)

「新規及び更新（5年毎）の登録申請」をクリックしてください。
4ページの「利用者ログイン画面」が表示されます。

2 利用者ログイン画面が表示されます。

この手続きは利用者登録をせずに利用することはできません。

利用者登録で設定した利用者 ID、パスワードを入力し、「ログイン」をクリックしてください。



手続き申込

利用者ログイン

手続き名	
受付時期	2022年9月15日8時40分～

この手続きは利用者登録せずに、利用することはできません。
利用者登録した後、申込みをしてください。

[利用者登録される方はこちら](#)

既に利用者登録がお済みの方

利用者IDを入力してください

利用者登録時に使用したメールアドレス、
または各手続の担当部署から受領したIDをご入力ください。

パスワードを入力してください

利用者登録時に設定していただいたパスワード、
または各手続の担当部署から受領したパスワードをご入力ください。
忘れた場合、「パスワードを忘れた場合はこちら」より再設定してください。

利用者登録で設定した
利用者 ID、パスワード
を入力してください

メールアドレスを変更した場合は、ログイン後、利用者情報のメールアドレスを変更ください。

[パスワードを忘れた場合はこちら](#)

ログイン >

補足

利用者登録がまだ済んでいない場合は P2の「利用者登録(事前準備)」により、利用者登録を行ってください。
パスワードを忘れた場合は、利用者ログイン画面の「パスワード忘れた場合はこちら」からパスワードを再設定してください。

3 手続説明画面が表示されます。

手続名（文の先頭に表示した管轄する事務所名等）をよく確認してください。
手続説明、利用規約をご確認の上、「同意する」をクリックしてください。

※手続き説明欄はよく内容を確認してください。

広島県電子申請システム  ログアウト
利用者情報

申請団体選択 | 申請書ダウンロード

手続き申込 | 申込内容照会

手続き申込

手続き選択をする | メールアドレスの確認 | 内容を入力する | 申し込みをする

手続き説明

下記の内容を必ずお読みください。

手続名	第一種フロン類充填回収業登録（登録の更新）申請
説明	<p>フロン排出抑制法に基づく第一種フロン類充填回収業の登録（更新の登録）が可能です。 必要事項をご記入のうえ、お申込みください。</p> <p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none">・下記URLからダウンロードの上、電子添付してください。 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/f-f2-annai-1-shinnsei.html・申請者が法人の場合、電子申請後に登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の原本（発行日から3ヵ月以内のもの）の郵送が必要です。 <p>【電子申請操作マニュアル】</p> <p>下記の「電子申請操作マニュアル（利用者編）」をダウンロードの上、参照してください。</p> <p>【手続きの流れ】</p> <ul style="list-style-type: none">○申請者が本システムで電子申請後、県で提出書類の事前審査を行います。○提出書類に不備がある場合は、県から補正事項を記載したメールを送付しますので、指摘事項について、補正を行ってください。○書類に不備がなければ、県から手数料納付に関する案内を記載した受理通知メールが送付されます。申請者はメールの内容を確認の上、手数料を納付してください。○県で手数料の支払を確認でき次第、本審査を行います。○審査の結果、適合と判断した場合は登録通知書を交付します。

<利用規約>

★★★★ 利用者登録をされる方へ ★★★★★

登録されたID及び利用者情報につきましては、広島県及び県内全市町で共通管理されます。

★★

広島県・市町共同利用型電子申請システム利用者規約

1 目的

この規約は、利用者が広島県・市町共同利用型電子申請システム（以下「システム」という。）を利用して広島県及び県内市町（以下「県内自治体」という。）に申請・届出等の手続を行うために必要な事項を定めるものです。

2 利用者規約の同意

「同意する」ボタンをクリックすることにより、この説明に同意いただけましたものとみなします。

上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。

< 一覧へ戻る

同意する >

操作に関するお問合せ先（コールセンター）
※手続き内容は、各手続きの担当課にお問合せください。
固定電話より：0120-464-119（フリーダイヤル）
携帯電話より：0570-041-001（有料）
（平日 9:00から17:00 年末年始除く）
E-mail：help-shinsei-hiroshima@apply.e-tumo.jp

4 手続申込画面が表示されます。

入力内容（例：申請者の区分など）に応じて必要な添付書類項目が表示されます。

必要事項の入力及び添付書類の添付後、画面最下部の「確認へ進む」をクリックしてください。

(1) 添付ファイルの合計サイズの上限は 100MB です。

(2) 添付書類が多いため、予め添付書類を準備してから、手続を開始してください。

(※添付書類の一時保存不可。未操作が 180 分続くとタイムアウトします。)

(3) 様式は県 HP よりダウンロードしてください。

(4) 本人確認のできる書類（法人の履歴事項全部証明書等）は別途申請窓口で郵送又は持参により提出してください。

申込

選択中の手続き名：第一種フロン類充填回収業登録（登録の更新）申請

問合せ先 +開く

第一種フロン類充填回収業の登録（更新の登録）申請

第一種フロン類充填回収業者の登録を受けようとする者は、登録の申請が必要です。

なお、登録の有効期限は5年で、有効期限満了後も引き続き業を行おうとする場合は、更新の申請を有効期限の満了日までに行う必要があります。

提出先 **必須**

主たる事業所の所在地を担当する申請窓口を選択してください。

01西部厚生環境事務所：廿日市市、大竹市

02西部厚生環境事務所広島支所：広島市、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町

03西部厚生環境事務所呉支所：呉市、江田島市

04西部東厚生環境事務所：竹原市、東広島市、大崎上島町

05東部厚生環境事務所：三原市、尾道市、世羅町

06東部厚生環境事務所福山支所：福山市、府中市、神石高原町

07北部厚生環境事務所：三次市、庄原市

08環境保全課：県外（広島県内に事業所が存在しない）

各窓口の連絡先等は以下HPの「5 申請・届出一覧」をご確認ください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/f-f2-annai-1-index.html>

- 01西部厚生環境事務所
- 02西部厚生環境事務所広島支所
- 03西部厚生環境事務所呉支所
- 04西部東厚生環境事務所
- 05東部厚生環境事務所
- 06東部厚生環境事務所福山支所
- 07北部厚生環境事務所
- 08環境保全課

申請窓口を選択してください。

・主たる事業所の所在地に応じ、申請窓口が異なるため、上記オレンジ色の枠内を確認してください。
・広島県内に事業所がない場合は、08環境保全課を選択してください。

選択解除

申請の区分 **必須**

「登録（新規）」、「更新の登録」のいずれかを選択してください。

※従前の登録が期限切れ失効し、再度登録する場合は、「登録（新規）」を選択してください。

登録（新規）



- ・登録（新規）
- ・更新の登録

のいずれかを選択してください。
（更新の場合、以後の項目で登録番号と現登録有効年月日の入力が必要です。）

第一種フロン類充填回収業に係る登録番号 **選択肢の結果によって入力条件が変わります**

更新の登録の場合は、必須入力です。

- ・現登録に係る登録通知書に記載している登録番号のうち、冒頭の341に続く7桁の数字を入力してください。（半角数字）
- ・期限切れ失効による登録の場合は、可能な限り、失効した登録に係る登録番号を記載してください。

341

申請者が現に所持している現登録に係る登録通知書の登録有効年月日

選択肢の結果によって入力条件が変わります

更新の登録の場合は、必須入力です。

- ・更新の登録申請の電子申請による受付期間は、登録有効年月日3ヶ月前から20日前以前です。登録有効年月日まで20日を過ぎている場合は持参又は郵送（郵送は環境保全課受付分に限る）により申請してください。
- ・期限切れ失効による登録の場合は、可能な限り失効前の有効期限を記載してください。



カレンダー

申請方法を選択してください。 **必須**

「申請者本人による申請」、「代理人（行政書士）による申請」のいずれかを選択してください。

申請者本人による申請



- ・申請者本人による申請
- ・代理人（行政書士）による申請

のいずれかを選択してください。
（代理人の場合には、以後の項目で代理人の情報の入力と委任状の添付が必要です）

申請者情報

申請者の区分 **必須**

「個人」、「法人」のいずれかを選択してください。

個人

- ・個人
- ・法人

のいずれかを選択してください。
(以後の入力項目が変わります。)

【個人を選択した場合】

氏名 **必須**

氏: 名:

氏名【フリガナ】 **必須**

氏: 名:

郵便番号【半角】 **必須**

郵便番号

住所 **必須**

個人：住民票に記載の住所を記入してください。
法人：登記事項証明書に記載の本店所在地を記入してください。

住所

電話番号【半角】 **必須**

電話番号

メールアドレス **必須**

メールアドレス

(法人を選択した場合)

申請者の区分 **必須**

「個人」、「法人」のいずれかを選択してください。

法人

法人名 **必須** 選択肢の結果によって入力条件が変わります

代表者名 **必須** 選択肢の結果によって入力条件が変わります

氏 名

担当者情報

氏名 **必須**

氏: 名:

氏名【フリガナ】 **必須**

氏: 名:

郵便番号【半角】 **必須**

郵便番号

住所 **必須**

個人：住民票に記載の住所を記入してください。
法人：登記事項証明書に記載の本店所在地を記入してください。

住所

電話番号【半角】 **必須**

電話番号

メールアドレス **必須**

メールアドレス

「代理人（行政書士）による申請」を選択した場合

代理人（行政書士）の情報

代理人の所属（事務所名等） **選択肢の結果によって入力条件が変わります**

代理人（行政書士）の氏名 **必須** **選択肢の結果によって入力条件が変わります**

氏 名

代理人の電話番号 **選択肢の結果によって入力条件が変わります**

代理人による申請の場合、入力必須です。

電話番号

納付情報

納付方法 **必須**

電子納付方法の詳細は、下記ページをご覧ください。
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/265/denshi-shinsei-online-payment.html>

電子納付

（この項目は選択しないでください。納付方法は電子納付のみです。）

・電子納付
を選択してください。

納付額

お支払いをしていただく期日は、手続きの担当課による審査後に確定されます。
審査後、申込内容照会からお支払期日をご確認ください。

納付方法は、Pay-easy、クレジットカード、PayPay、LINE Pay、Apple Pay、メルペイネット決済から選択できます。
お支払いして頂く期日は、手続きの担当課による審査後に確定されます。
審査後、申込内容照会からお支払い期日をご確認ください。
¥5,000

提出書類一覧

以下HPを参照の上、申請様式に記入するとともに、添付書類を用意し、電子ファイルを添付してください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/f-f2-annai-1-shinnsei.html>

(1) 第一種フロン類充填回収業者登録・登録更新申請書

添付ファイル

必須

- ・様式第1に必要事項を記入して電子ファイルを添付してください。
- ・県内に登録するが複数ある場合は、記入例を参考に事務所ごとの内容を記入し、まとめて主たる事業所の申請・届出先へ提出してください。

(2) 添付書類

ア フロン類の充填及び回収を自ら行う者又はフロン類の充填及び回収に立ち会う者の資格に関する書類

添付ファイル

必須

以下HPを参照の上、該当する書類を添付してください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/501519.pdf>

「添付ファイル」をクリックすると、添付ファイル選択画面に移るので、以下の①～③の手順で添付ファイルを添付してください。

(その他の添付書類についても同様の方法で添付します。)

(添付ファイル選択画面)

手続き申込

添付ファイル選択

申込に必要な添付ファイルを選択してください。

<

- ・ファイルを選択後、【添付する】をクリックすると添付されます。
- ・添付ファイルが複数ある場合は、同じ操作を繰り返してください。
- ・全てのファイルを添付し終えたら、【入力へ戻る】をクリックしてください。

手続き名	第一種フロン類充填回収業者登録（登録の更新）申請（テストver4.1）
項目名	(1) 第一種フロン類充填回収業者登録・登録更新申請書
添付できるファイル数	20

添付ファイル

ファイルを選択してください

①

ファイルの選択

ファイルが選択されていません

②

添付する

①「ファイルの選択」をクリックし添付ファイルを選択してください。

②「添付する」をクリックしてください。

※添付ファイルが複数ある場合は、①②の操作を繰り返してください。

添付結果

第一種フロン類回収業者登録・登録更新申請書.doc

削除

③

< 入力へ戻る

③画面下部に添付結果が表示されるので、「入力へ戻る」をクリックしてください。

- 12 -

【申請者が個人の場合】

イ 本人確認のできる書類

【申請者が個人の場合】 **必須** 選択肢の結果によって入力条件が変わります

確認のため、以下のいずれかを選択してください。

- ・原則として、県が住民基本台帳ネットワークで申請者の情報を確認するため、住民票の写しの提出は不要です。この場合、県での情報検索の際に参考とするため、別途、申請者の生年月日の入力をお願いします。
- ・住民基本台帳で確認できない場合は、発行日から3か月以内の住民票の写しの原本を別途郵送してください。

- 住民票の写しは提出しません。（県が住民基本台帳ネットワークで確認）
- 住民票の写しを別途郵送又は持参により提出します。

選択解除

いずれかを選択してください。

【申請者が個人の場合】 **選択肢の結果によって入力条件が変わります**

申請者の生年月日を入力してください。



住民票を提出しない場合、申請者の生年月日を入力してください。

【申請者が個人の場合】 **選択肢の結果によって入力条件が変わります**

- ・あらかじめ発行日から3か月以内の住民票の写しの原本（個人番号（マイナンバー）の記載がないもの）を準備の上、**申込日から7日以内に申請窓口に郵送又は持参してください。**
- ・書類名には「住民票の写しの原本」と記載してください。

提出する書類の名称を入力してください。

書類名

住民票を提出する場合、「住民票の写しの原本」と記載してください。
（住民票の写しの原本を別途申請窓口に郵送又は持参してください。）

【申請者が法人の場合】

イ 本人確認のできる書類

【申請者が法人の場合】 **必須** 選択肢の結果によって入力条件が変わります

- ・あらかじめ発行日から3か月以内の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の原本を準備の上、**申込日から7日以内に申請窓口に郵送又は持参してください。**
- ・書類名には「登記事項証明書（履歴事項全部証明書）」と記載してください。

提出する書類の名称を入力してください。

書類名

「登記事項証明書（履歴事項全部証明書）」と記載してください。
（履歴事項全部証明書の原本を別途申請窓口に郵送又は持参してください。）

ウ 申請者が法に定める欠格要件に該当しないことを示す書類 **必須**

ファイルの選択 ファイルが選択されていません

削除

「ファイルの選択」をクリックし添付ファイルを選択してください。

エ フロン類の回収設備の所有権を有することを示す書類 **必須**

以下のいずれかを選択してください。

なお、複数台所有する場合でいずれにも該当する場合は、両方を選択してください。

自ら所有している

自ら所有権を有していない

【自ら所有している場合】 **選択肢の結果によって入力条件が変わります** 添付ファイル **必須**

購入契約書、納品書、領収書、販売証明書などのうち、いずれかの写しを添付してください。（ただし、紛失などの理由により、書類を提出できない場合は、フロン類の回収設備の写真（全体写真及びメーカー・型式が分かる写真）及びフロン類の回収設備を所有し使用している旨の申立書）

【自ら所有権を有していない場合】 **選択肢の結果によって入力条件が変わります** 添付ファイル **必須**

借用契約書、共同使用規定書などのうち、いずれかの写し

オ フロン類の回収設備の種類及びその設備の能力を示す書類 添付ファイル **必須**

取扱説明書、仕様書、カタログ等いずれかの写し

【代理人（行政書士）による申請の場合】

(3) 委任状 **必須** **選択肢の結果によって入力条件が変わります**

代理人による申請の場合、委任状を添付してください。

ファイルの選択 ファイルが選択されていません

削除

「ファイルの選択」をクリックし委任状を添付してください。

誓約事項

誓約事項 **必須**

内容を十分理解した場合は、チェックしてください。

- 別途郵送又は持参が必要な書類を申込日から7日以内に申請窓口へ提出する。
- 申請手数料を納付期限内に納付できない場合、当該申請は無効となる。
- 申請手数料納付後における申請手数料の返還は求めない。

必要事項の入力、必要書類の添付完了後、すべてにチェックし、「確認へ進む」をクリックしてください。

確認へ進む >

入力中のデータを一時保存・読み込み

【申込データ一時保存、再読み込み時の注意事項】

- ・添付ファイルは一時保存されません。再読み込み後は、必要に応じて、ファイルを添付し直してください。
- ・パソコンに一時保存した申込データはパソコンで閲覧・加筆・修正することはできません。
- ・システムに読み込む場合は一時保存した手続きの画面でしか読み込めませんので、ご注意ください
- ・**入力中の申込データをパソコンに一時保存しますので、保存した申込データの取扱いは、申請者の責任において管理をお願いします。**

「入力中のデータを保存する」では申込みの手続きが完了していませんのでご注意ください。

※入力中の申込データをパソコンに一時保存します。

※一時保存した申込データを再度読み込みます。

↓ 入力中のデータを保存する

↑ 保存データの読み込み

補足

入力内容の不備や添付漏れがある場合は、エラーが表示されます。修正後に再度「確認へ進む」をクリックしてください。

- 5 申込確認画面が表示されます。
入力事項に誤りがないことを確認の上、「申込む」をクリックしてください。

申込確認

まだ申込みは完了していません。

※下記内容でよろしければ「申込む」ボタンを、修正する場合は「入力へ戻る」ボタンを押してください。

(案) 第一種フロン類充填回収業登録（登録の更新）申請

第一種フロン類充填回収業の登録（更新の登録）申請

提出先	08環境保全課
申請の区分	登録（新規）
第一種フロン類充填回収業に係る登録番号	3412223566
申請者が現に所持している現登録に係る登録通知書の登録有効年月日	2024年12月25日
申請方法	代理人（行政書士）による申請

申請者情報

申請者の区分	個人
氏名	フロン太郎
氏名【フリガナ】	フロン タロウ

エ フロン類の回収設備の所有権を有することを示す書類	自ら所有している
【自ら所有している場合】	(例) コンビニ納付案内文.doc
(3) 委任状	委任状[フロン].doc

誓約事項

誓約事項	別途郵送又は持参が必要な書類を申込日から7日以内に申請窓口へ提出しない場合、申請は却下する。、申請手数料を納付期限内に納付できない場合、当該申請は無効となる。、申請手数料納付後における申請手数料の返還は求めない。
------	--

< 入力へ戻る

申込む >

- 6 申込完了画面が表示され、利用者登録されたメールアドレス宛てに申込完了通知メールが自動送信されます。申請手続はこれで完了です。

手続き申込

🔍 手続き選択をする ✉️ メールアドレスの確認 ✎ 内容を入力する 🚀 申し込みをする

申込完了

下記の整理番号とパスワードを記載したメールを送付しました。

メールアドレスが誤っていたり、フィルタ等を設定されている場合、メールが届かない可能性があります。

申込みが完了しました。

下記の整理番号とパスワードを記載したメールを送信しました。

メールアドレスが誤っていたり、フィルタ等を設定されている場合、
メールが届かない可能性があります。

整理番号	[REDACTED]
パスワード	[REDACTED]

整理番号とパスワードは、今後申込状況を確認する際に必要となる大切な番号です。特にパスワードは他人に知られないように保管してください。

なお、内容に不備がある場合は別途メール、または、お電話にてご連絡を差し上げる事があります。

< 一覧へ戻る

(申込完了通知メール)

送信者	pref-hiroshima@test.e-tumo.jp	👤
送信日時	2025-02-05 16:07	
宛先	[REDACTED]	
件名	【申込完了】第一種フロン類登録(更新の登録)申請	★

広島県電子申請サービス (インターネット側試験環境)

整理番号 [REDACTED]
パスワード [REDACTED]

提出先: 08環境保全課

上記申請書類の到達を確認しました。

【申込内容照会URL】
下記URLにアクセスし、上記の整理番号とパスワードを入力してください。
(電子申請システムでログイン後に、申込内容照会から確認することも可能です。)
◆パソコン、スマートフォンはこちらから
https://test.e-tumo.jp/pref-hiroshima-u/inquiry/inquiry_initDisplay

【法人の本人確認できる書類について】
申請者が法人の場合、別途、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の原本(発行から3か月以内のもの)の提出が必要です。
申請窓口に、申込完了日から1週間以内に必着となるように、郵送又は持参してください。
※1週間以内に届かない場合は、申請を却下する場合がありますのでご注意ください。

【今後の手続きのご案内】
○これから県で提出書類の事前審査を行います。
○提出書類に不備がある場合は、県から補正指示を記載したメールが届きますので、申込内容照会から修正してください。(詳細は操作マニュアルPOを参照)
○提出書類に不備がなければ、県から手数料納付に関する案内を記載した受理通知メールが届きます。メールの内容を確認の上、手数料を納付してください。

【問い合わせ先】
主たる事業場の場所により、異なります。
下記ページの「5 申請・届出先一覧」でご確認ください。
<https://www.pref-hiroshima.lg.jp/site/eco/f-f2-annai-1-index.html>

※このメールは手続きが終了するまで必ず保存しておいてください。

注意

申込状況の確認などで必要なため、「整理番号」「パスワード」は、保管しておいてください。

【申込内容照会・修正・取下げ】

※ 申込を行った手続の処理状況を確認できます。また、申込内容の修正や申込の取下げをしたい場合は、該当の申請を照会して手続を行うことができます。

- 1 申込完了通知メール(p17)に記載された「整理番号」及び「パスワード」を入力、又は、下記 URL からシステムにログインし、左上の「申込内容照会」のタブをクリックする。
<https://s-kantan.jp/pref-hiroshima-u/profile/userLogin.action>

広島県電子申請システム

ログアウト
利用者情報

申請団体選択 申請書ダウンロード

手続き申込 申込内容照会

ようこそ、

お知らせ

【2024年06月11日】 電子申請システムのサービス向上のため、利用者アンケートにご協力をお願いします。
https://test.e-tumo.jp/pref-hiroshima-u/offer/offerList_detail?tempSeq=9554

【2024年05月15日】 電子申請に関するご質問はAIチャットボットをご利用ください。
<https://webchat.bebot.io/chat/29d256aa>

過去のお知らせ>

手続き申込

手続き選択をする メールアドレスの確認 内容を入力する 申し込みをする

2 過去の申込内容一覧が表示されます。該当の申請を選択し、「詳細」をクリックしてください。

広島県電子申請システム



ログアウト

利用者情報

申請団体選択

申請書ダウンロード

手続き申込

申込内容照会

申込内容照会

申込一覧

キーワードで探す

整理番号

手続き名

申込日



~



入力例) 2000年1月23日は20000123と入力

検索



2024年11月22日 20時02分 現在

並び替え

申込日時 降順

表示数変更

20件ずつ表示

1

整理番号

手続き名

問い合わせ先

申込日時

処理状況

操作

531806634850

第一種フロン類充填
回収業登録（登録の更新）
申請 支払い前処理中

広島県環境県民局環境保全課

2024年11月22日19時

処理待ち

詳細>

- 3 処理状況や申込内容が表示されます。申込内容の修正、申込の取下げ、過去の申込を再利用して申込を行いたい場合は、画面下部の該当の手続をクリックしてください。
- 添付書類に不備がある場合、返却処理されます。処理状況の欄に「返却中」と表示されるため、画面最下部の「修正する」により、修正してください。（※返却処理及び補正事項の内容については、別途メール等で県から連絡があります。）

申込内容照会

申込詳細

申込内容を確認してください。

※添付ファイルは一度パソコンに保存してから開くようにしてください。

手続き名	第一種フロン類充填回収業登録（更新の登録）申請
整理番号	■■■■■■■■■■
処理状況	返却中
処理履歴	2024年11月22日20時11分 返却 2024年11月22日20時10分 ファイルアップロード 2024年11月22日19時43分 申込
添付ファイル1	指摘事項メモ.doc

県からの返却時に添付ファイルがある場合、こちらに表示されます。

納付情報

最新データ表示

オンライン決済

ただいまお支払できません。しばらくお待ちください。
※最新の納付情報を確認する場合は、「最新データ表示」ボタンを押してください。

- ※確認後、必ずブラウザを閉じてください。
※申込んだ内容を修正する場合は、【修正する】ボタンを選択してください。

過去に申し込んだ申込内容をコピーして再度同じ手続きの申込を行うことができます。

< 一覧へ戻る

再申込する >

修正する >

取下げる >

申込内容の修正を行うことが可能です。
県から補正指示により返却があった場合、こちらで対応してください。

申込を取り下げることができます。

注意

申込内容の修正、申込の取下げは、県の受理処理後は、電子申請システムから手続できません。

【申請手数料納付】

広島県電子申請システムにおける電子納付では、次の決済手段を利用することができます。

(利用可能な決済手段)

- ・ペイジー（広島県の手数料等に対応可能な金融機関のインターネットバンキング等）
- ・クレジットカード（VISA、Mastercard、JCB、AMEX、DINERSブランドのカード）
- ・QRコード決済等（PayPay、LINE Pay、メルペイ、Apple Pay）

電子納付について

「広島県電子申請システム」を使用したオンライン申請時の手数料等については、令和5年4月1日から「Pay-easy（ペイジー）」「クレジットカード」「QRコード決済等」による電子収納に対応します。

- ・納付すべき手数料等以外に決済手数料は発生しません。
- ・電子納付を利用される場合は領収書は発行されません。
- ・利用する決済手段毎に定められた利用限度額を超えて納付することはできません。
- ・手続の内容については、各手続の所管課にお問い合わせください。

利用可能な決済手段について

クレジットカード



対象決済手段:

VISA、Mastercard、JCB、AMEX、DINERSブランドのカード

ネットバンキング



対象決済手段:

ペイジー対応した金融機関の
ネットバンキング、ATM

QRコード決済等



対象決済手段:

PayPay、LINE Pay、メルペイ、Apple Pay

※「電子申請システムにおける電子納付について（広島県HP）」から抜粋

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/265/denshi-shinsei-online-payment.html>

1 県で事前審査が完了次第、申請者のメールアドレス宛に受理通知メールが送信されます。
受理通知メールに記載の URL から、電子申請システムへアクセスし、「申込内容照会」から
該当する申請を表示させてください。（詳細は P18～20 参照）

※ 担当窓口から「受理通知メール」が届いた後でなければ、納付手続には進めません。

※ 納付期限までに納付が確認できない場合、申請が無効となり、再度申込みが必要になります。

(受理通知メール)

送信者	pref-hiroshima@test.e-tumo.jp
送信日時	2024-11-22 20:19
宛先	[REDACTED]
件名	【申込受理】第一種フロン類登録(更新の登録)申請

広島県電子申請サービス（インターネット側試験環境）

手続き名：
第一種フロン類充填回収登録（更新の登録）申請

整理番号 [REDACTED]

申請を受理しました。

電子申請システムで納付情報を確認の上、令和〇年〇月〇日までに、納付手続を行ってください。
※期限までに納付されない場合、当該申請は無効となり、再度申込する必要があるため、注意してください。

【申込内容紹介】
下記URLにアクセスし、申込完了通知に記載されている整理番号とパスワードを入力してください。
(電子申請システムにログイン後に、申込内容照会から確認することも可能です。)
{17}

【納付手順】
以下のいずれかのお支払い方法で手数料を納付してください。
1 ペイジー支払い
→掲載された納付情報をもとに、ペイジー対応ネットバンキングまたはペイジー対応ATMで納付してください。
【インターネットバンキングでお支払いされる方はこちら】をクリックすると、表示されたページから各金融機関のページに移動できます。
2 クレジットカード又はQRコード払い (PayPay、LINE Pay、Apple Pay、メルペイ)
→【SBペイメントでお支払い】をクリックしてください。
支払方法の選択画面に移動します。利用する決済方法をクリックすると、支払画面に移動しますので、画面表示に従って納付してください。

なお、電子納付方法の詳細は、下記ページをご覧ください。
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/265/denshi-shinsei-online-payment.html>

【納付後の手続き】
○県で申請手数料の納付を確認でき次第、本審査を開始します。
○審査の結果、適合と判断した場合は登録通知書を交付します。

【問い合わせ先】
主たる事業場の場所により、異なります。
下記ページの「5 申請・届出先一覧」でご確認ください。
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/f-f2-anna-1-index.html>

問い合わせ先
広島県環境県民局環境保全課
電話：082-513-2920
FAX：なし
メール：kanhozen@pref.hiroshima.lg.jp

※このメールは自動配信メールです。
※返信等されなくても応答できませんのでご注意ください。

2 (ペイジーで支払う場合)

電子申請システムの申込内容詳細画面に表示される「収納機関番号」、「納付番号」、「確認番号」、「納付区分」を確認し、「インターネットバンキングでお支払いされる方はこちら」をクリックしてください。

(クレジットカード又はQRコード決済等で支払う場合)

「SBペイメントでお支払いされる方はこちら」をクリックしてください。

申込内容照会

申込詳細

申込内容を確認してください。

※添付ファイルは一度パソコンに保存してから開くようにしてください。

手続き名	第一種フロン類充填回収業登録(更新の登録)申請
整理番号	992194077873
処理状況	完了
処理履歴	2024年11月22日20時19分 受理 2024年11月22日20時17分 申込

クレジットカード／QRコード決済等で支払う場合

「SBペイメントでお支払いされる方はこちら」をクリックします。

納付情報

最新データ表示

オンライン決済	【SBペイメントでお支払いされる方はこちら】
納付方法	電子納付
収納機関番号	34000 【インターネットバンキングでお支払いされる方はこちら】
納付番号	
確認番号	
納付区分	
支払可能期限	2024年11月29日
納付内容(漢字)	広島県フロン登録手数料
納付内容(カナ)	ヒロシマケンフロンテスウリヨウ
納付額	
納付済額	
納付状況	
納付日	

ペイジーで支払う場合

納付情報に記載されている「収納機関番号」「納付番号」「確認番号」「納付区分」を控えたのち、「インターネットバンキングでお支払いされる方はこちら」をクリックします。

納付後に反映されます。

3 決済手段ごとの支払い手順及び納付後の確認方法は、以下の「電子申請システムにおける電子納付の利用方法について」（広島県HP）を参照してください。

電子申請システムにおける電子納付の利用方法について（PDF ファイル）(1.88MB)

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/524878.pdf>

【その他の電子収納に関する参考情報】

○電子収納全般について

電子申請システムにおける電子納付について（広島県HP）

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/265/denshi-shinsei-online-payment.html>

○ペイジーによる支払いについて

電子申請システムにおける Pay-easy（ペイジー）支払いについて（広島県HP）

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/265/denshi-shinsei-payeasy.html>

ペイジーの使い方（日本マルチペイメントネットワーク推進協議会HP）

<https://www.pay-easy.jp/howto/>